

## 熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱

制定	令和元年	7月24日	市長決裁
改正	令和2年	6月29日	空家対策課長決裁
改正	令和3年	6月8日	市長決裁
改正	令和4年	4月1日	空家対策課長決裁
改正	令和5年12月13日		空家対策課長決裁
改正	令和6年	4月1日	市長決裁
改正	令和8年	3月31日	空家対策課長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、管理が不適切な空家等の除却に要する費用の一部を補助することにより、危険な空家等の除却を促進し、市民の安全・安心な住環境の保全及び地域の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第1項に規定する空家等で、1年以上使用されていないものをいう。
- (2) 老朽危険空家等 空家等のうち、外観目視による空家等危険度判定表（別表第1）において、配点の合計が66点以上となるものをいう。（ただし、故意に破壊等させたものを除く。）
- (3) 所有者等 空家法第5条に規定する所有者等で個人である者をいう。
- (4) 申請者 この要綱に規定する補助事業の申請を行う所有者等をいう。
- (5) 解体事業者等 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する解体工事業者の登録を受けた者をいう。
- (6) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (7) 暴力団員 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

### (申請者の責務)

第3条 申請者は、補助事業を実施するにあたり、法令等を遵守するとともに、関係部署と十分協議を行いその指示に従うものとする。

- 2 補助事業に伴う通報等は申請者の責任において適切に対応するものとする。
- 3 申請者は、除却完了以降においても当該土地を適切に管理しなければならない。

(申請者の要件)

第4条 申請者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 第2条第1項第2号に規定する老朽危険空家の所有者等であること。
- (2) 補助金の申請に係る老朽危険空家等について、申請者以外の所有者、抵当権者又はその他の権利者（以下「関係権利者」という。）がいる場合には、当該老朽危険空家等の除却について、原則として全ての関係権利者の同意を得ていること。
- (3) 本市の市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と補助事業に係る契約をしないこと。
- (6) 空家法第22条第3項に規定する命令を受けていないこと。

(補助金の交付対象老朽危険空家等)

第5条 この補助金の交付対象となる老朽危険空家等（以下「交付対象老朽危険空家等」という。）は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本市内に位置していること。
- (2) 抵当権等が設定されていないこと。ただし、抵当権等が設定されている場合であっても、当該権利の全ての権利者が当該老朽危険空家等の除却について同意している場合は、この限りでない。
- (3) この要綱に規定する補助事業について、国又は地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (4) 公共事業等による補償を受けていないこと。

(補助対象工事業)

第6条 補助事業の対象となる工事(以下「補助対象工事」)は、交付対象老朽危険空家等を除却し、敷地全体を空家等の定着物がない土地にする工事とする。ただし、申請者は周辺環境に影響を及ぼさない工作物（門又は塀等）、立木竹等、地中埋設物等で、特別の理由があると認められるものは除却しないことができる。

- 2 補助対象工事は、解体事業者等に請け負わせて実施するものとする。
- 3 補助対象工事は、第11条第1項に定める補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに完了する予定であること。

(補助対象経費)

第7条 補助事業の対象となる経費は、次の各号に掲げる項目に要する費用とする。

(ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)

- (1) 交付対象老朽危険空家等の除却及び処分に要する費用（第6条第1項の規定にかかわらず、同一敷地内に存する老朽危険空家等ではない建築物等の除却工事費を含めない。）
- (2) 交付対象老朽危険空家等に附属する工作物（門又は塀等）の除却及び処分に要する費用
- (3) 交付対象老朽危険空家等の存する敷地内の立木竹等の除却及び処分に要する費用
- (4) 交付対象老朽危険空家等の存する敷地内にある動産の除却及び処分に要する費用
- (5) 周囲への安全を確保する上で、交付対象老朽危険空家等の除却及び処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する費用

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、次の各号のいずれか低い額とする。(ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)

- (1) 次のうち、いずれか低い額に3分の2を乗じて得た額
  - ア 前条第1項各号に要する費用に10分の8を乗じて得た額
  - イ 「住宅局所管事業に係る標準建設費等について」の「不良住宅等除却費」で定める木造・非木造住宅又は木造・非木造建築物の除却工事に要する費用の1㎡当たりの額に、当該老朽危険空家等の延べ面積（少数点以下は切り捨て）及び10分の8を乗じて得た額
- (2) 600,000円

(事前調査)

第9条 申請者は、次条に規定する補助金の交付申請をする前に、事前調査申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 位置図（空家等の所在する位置が分かるもの）
- (2) 配置図（方位、敷地形状、空家等（母屋、離れ、倉庫等の建築物、門・塀、立木竹など）、入口等の位置を記入。また、除却しない空家等がある場合はその対象を明示し、理由を記載）
- (3) 現況写真（建物及び敷地の状況が分かるもの）
- (4) 空家等の所有者等であることを推認できる書類又はその写し（建物の全部事項証明書（発行されてから3か月以内のもの）、納税通知書又は不動産売買契約書など）
- (5) 建物の全部事項証明書により単独の所有者等である事が確認できない場合は、誓約書（様式第3号）

- (6) 申請者の運転免許証等、本人確認ができるものの写し
  - (7) その他市長が必要とする書類
- 2 前項に規定する事前調査申請書を受理したときは、その内容を審査し、現地確認を行い、その結果を事前調査結果通知書（様式第2号）により、申請者に対して通知するものとする。
- 3 第1項に規定する事前調査申請書の審査や現地確認により、条件を付すことが必要と判断したときは、事前調査結果通知書にその条件を付するものとする。

（補助金の交付申請）

第10条 申請者は、補助事業の実施前に、補助金交付申請書（様式第4号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 戸籍謄本又はその写し（相続人等の確認が必要な場合に限る）
- (2) 解体事業者等の見積書の写し
- (3) 解体事業者等であることを証する書類の写し
- (4) 市税の滞納がないことの証明書（発行されてから3か月以内のもの）
- (5) その他市長が必要とする書類

（補助金の交付（不交付）決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、その結果を補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による交付決定をするにあたり、補助金の交付の目的を達成するために、必要な指示をし、又は条件を付すことができる。
- 3 補助金の交付の決定は、補助金交付申請書を先着順に審査して行うものとする。ただし、同日に受け付けた補助金交付申請書のうち、交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算の範囲を超える場合にその一部に限って交付決定せざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申請のうちから、抽選により交付決定するものとする。

（補助事業の着手）

第12条 申請者は、補助対象工事業に着手するときは、補助事業着手届（様式第6号）に補助対象工事の請負契約書の写しを添えて市長に届け出るものとする。

（補助事業の変更）

第13条 申請者は、第11条第1項に規定する交付決定通知又は本条第2項に規定する補助金交付変更承認決定通知書を受けた補助事業の内容のうち、次の各号に掲げる内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書（様式第7号）に当該変更

係る関係書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 補助金交付決定額の変更
  - (2) 補助対象工事を請け負う解体事業者等の変更(ただし、補助対象工事を請け負う解体事業者等の代表者又は所在地等の変更は除く)
  - (3) 申請者の変更
  - (4) その他市長が申請を必要とする変更
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、その結果を補助金交付変更承認(不承認)決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。
- 3 第11条第2項の規定は、前項の規定による補助金交付変更承認(不承認)決定の場合に準用するものとする。

(完了報告)

第14条 申請者は、補助事業が完了したときは、原則、20日以内又は当該年度の3月の第2週の最終開庁日のいずれか早い日までに、除却完了報告書(様式第9号)に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に報告するものとする。

- (1) 除却工事費の請求書又は領収書等の支払いが確認できるものの写し
- (2) 除却工事完了後の写真(跡地全体の状況が分かるもの)
- (3) その他市長が必要とする書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による報告があったときは、報告の内容を審査し、適当と認めた場合は、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、確定した補助金の交付額が、第11条の補助金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)の交付決定額と同額であった場合においては、補助金額確定通知書(様式第10号)の送付を省略することができるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第16条 申請者は、前条に規定する補助金の額が確定した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、補助金請求書(様式第11号)に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に請求するものとする。

- (1) 通帳の写し(金融機関名・店名・預金種別・口座番号・口座名義・名前(カタカナ)が分かるもの)
- (2) 除却工事費の領収書等の支払いが確認できるものの写し(ただし、完了報告の際に提出済みの場合を除く)
- (3) その他市長が必要とする書類

2 市長は前項に規定する補助金の請求があったときは、申請者に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第17条 市長は、申請者が次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第4条及び第5条の規定に該当しないことが判明したとき。
- (3) 第14条に定める日までに完了の報告をしなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第15条に規定する補助金の額の確定通知を行った後についても同様とする。

3 第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により申請者に通知するものとする。

4 補助金の交付決定を取消した場合に生じた損害について、本市は賠償の責めを負わないものとする。

(交付申請の取下げ)

第18条 申請者は、事情により補助事業を中止し、又は廃止するときは、速やかに補助金交付申請取下げ書(様式第13号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該補助金の交付決定を取消すものとする。

3 前条第2項から第4項の規定は、前2項の場合について準用する。

(申請書類等の代理提出)

第19条 申請者は、第9条から第10条、第12条から第14条、第16条及び第18条に規定する申請書類等の提出を、第三者に代理させることができるものとする。

2 申請者は、前項の申請書類等の提出を代理させる場合は、代理提出委任申出書(様式第14号)を市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第20条 市長は、第17条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の返還命令は、補助金返還命令書(様式第15号)により行うものとする。

(違約加算金)

第21条 申請者は、第17条の規定による取消しを受け、補助金等の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を請求された補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金等の額に充てられたものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第22条 市長は、申請者が補助金等の返還を請求され、当該補助金等又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

（照会及び検査等の実施）

第23条 市長は、補助金の交付に必要な範囲内において、関係機関への照会及び補助事業の検査等を実施することができる。

2 前項の照会及び検査等の結果、必要があると認めるときは、申請者に対して必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（雑則）

第24条 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和14年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱の規定

に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月8日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱による改正前の熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱による改正前の熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年12月13日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱による改正前の熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱による改正前の熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

外観目視による空家等危険度判定表

評定区分	評価項目	評価内容		評点	配点
構造一般の程度	基礎	1	構造耐力上主要な部分である基礎が布基礎(コンクリート等の連続したもの)であるもの	0	
		2	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石等(レンガ, コンクリートブロック等を含む)であるもの	10	
		3	構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
	外壁	1	外壁の構造が通常使用されているもの (パネル壁材張、モルタル塗り、下見板張、羽目板張など)	0	
		2	外壁の構造が粗悪なもの(波トタンなど)	25	
構造の腐朽又は破損の程度	建物の傾斜	1	傾斜無し	0	
		2	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等、小修理を要するもの(1/120以上1/60未満の傾斜)	25	
		3	基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、梁が腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数か所に破損があるもの等、大修理を要するもの(1/60以上1/20未満の傾斜)	50	
		4	基礎、土台、柱又は梁の腐朽、破損又は変形が著しく、崩壊の危険のあるもの(1/20以上の傾斜)	100	
	外壁	1	外壁の仕上材料の剥落無し	0	
		2	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	15	
		3	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地が露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	屋根	1	屋根ぶき材料に剥落又はずれ無し	0	
		2	屋根ぶき材料又は軒の裏板の一部に剥落又はずれがあるもの	15	
		3	屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25	
		4	屋根が著しく変形したもの	50	

※ 評価項目ごとに該当する評価内容をひとつ選び、その評点を各評価項目の配点とする。

合計	
----	--

熊本市長 宛

申請者 千  
住所  
刀がナ  
氏名  
電話番号

事前調査申請書

熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金の交付を受けたいので、熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱の内容全てを承諾のうえ、同要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。また、事前調査にあたり市職員が当該空家等の敷地に立ち入ることを承諾します。

記

- 1 対象となる空家等の所在地（住居表示） 熊本市 区  
（地名地番） 熊本市 区
- 2 空家等となった時期 年 月 頃
- 3 除却事業期間（予定） 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 補助金の交付対象要件確認事項（下記事項を確認のうえ確認欄に☑を記入して下さい。）
  - 抵当権が設定されていない。設定されている場合は、全権利者が除却の同意をしている。
  - この要綱に基づく補助事業について、国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていない。
  - 公共事業等による補償を受けていない。
  - 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない。
  - 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と補助事業に係る契約をしない。
- 5 添付書類（書類を確認のうえ確認欄に☑を記入して下さい。必要がない場合は☐を記入して下さい。）

書類	確認欄
(1) 位置図（空家等の所在する位置が分かるもの） ※職員が現地で建物の調査ができるよう、障害になる樹木枝や雑草を整理しておくこと	
(2) 配置図（方位、敷地形状、空家等（母屋、離れ、倉庫等の建築物、門・塀、立木竹など）、入口等の位置を記入。また、除却しない空家等がある場合はその対象を明示し、理由を記載）	
(3) 現況写真（建物及び敷地の状況が分かるもの）	
(4) 空家等の所有者等であることを推認できる書類又はその写し（建物の全部事項証明書（発行されてから3か月以内のもの）、納税通知書又は不動産売買契約書など）	
(5) 誓約書（様式第3号）（建物の全部事項証明書により単独の所有者等である事が確認できない場合）	
(6) 申請者の運転免許証等、本人確認ができるものの写し	
(7) 申請書等提出を第三者に代理させる場合は、代理提出委任申出書（様式第14号）	
(8) その他市長が必要とする書類	

申請者 様

熊本市長

印

### 事前調査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった事前調査申請書について、下記のとおり審査しましたので、熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

#### 記

1 対象となる空家等の所在地（住居表示） 熊本市 区  
（地名地番） 熊本市 区

2 審査結果

補助金交付申請の手続可能

補助金交付申請の手続不可

3 手続き可能な条件は、次のとおりとします。

4 手続き不可の場合、その理由

※ 空家等を除却した土地は固定資産税の住宅用地特例が外れ、税負担が増加する可能性があります。

※ 補助金の交付の決定は、補助金交付申請書を先着順に審査して行います。ただし、同日に到達した補助金交付申請書のうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合で、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定せざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申請のうちから抽選により交付決定します。

# 誓約書

年 月 日

熊本市長 宛

申請者 住所

氏名

熊本市老朽危険空家等除却促進事業の事前調査及び補助金交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。

## 記

- 対象となる老朽危険空家等の所在地  
(住居表示) 熊本市 区  
(地名地番) 熊本市 区
- 熊本市老朽危険空家等除却促進事業の目的を理解し、「熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱」の内容を確認した上で建物の事前調査申請及び補助金の交付申請を行うこと。
- 老朽危険空家等の所有者等であること。
- 申請者の他に補助対象建築物の権利者（共有者、法定相続人、抵当権者等）がいる場合には、他の権利者から同意を得て補助事業を実施し、補助金の交付を受けること。他の権利者との間で紛争等が生じたときは、申請者が責任を持って解決するとともに、仮に市が他の権利者に対し損害賠償義務を負った場合にはその損害額を申請者が負担するなど、市に対して一切の損害を与えないこと。
- 建築物の除却等により発生したトラブル等については、申請者の責任において全て解決すること。
- 除却後の跡地については、適正に管理を行い、雑草等の繁茂などにより周辺住民の居住環境を悪化させないこと。

熊本市長 宛

申請者 住所

氏名

電話番号

補助金交付申請書

年 月 日付け 発第 号で事前調査結果通知のあった熊本市老朽危険空家等除却促進事業について、補助金の交付を受けたいので、熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第10-9条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 対象となる老朽危険空家等の所在地  
 (住居表示) 熊本市 区  
 (地名地番) 熊本市 区
- 2 見積書の金額 円(税抜)
- 3 添付書類（書類を確認のうえ確認欄に☑を記入して下さい。必要がない場合は☐を記入して下さい。）

書類	確認欄
(1) 戸籍謄本又はその写し（相続人等の確認が必要な場合）	
(2) 解体業者等の見積書の写し (※見積書内に申請者名又は解体する家屋の地番若しくは住居表示が記載されていること)	
(3) 解体事業者等であることを証する書類の写し（見積書を徴取した業者のもの）	
(4) 市税の滞納がないことの証明書（発行されてから3か月以内のもの）	
(5) 代理提出委任申出書（様式第14号）（申請書等の提出を第三者に代理させる場合） 【提出済みの場合は不要】	
(6) その他市長が必要とする書類	

※熊本市記入欄			
【第4条第6号】			
<input type="checkbox"/>	空家法第22条第3項に規定する命令を受けていない。		
【第8条】			
<input type="checkbox"/>	補助対象経費×8/10×2/3	(算定額)	円
<input type="checkbox"/>	要綱第8条(1)イ×2/3	(算定額)	円
<input type="checkbox"/>	600,000円		

申請者

様

熊本市長

印

### 補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった熊本市老朽危険空家等除却促進事業の補助金について、下記のとおり審査しましたので、熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により通知します。

#### 記

1 対象となる交付対象老朽危険空家等の所在地

（住居表示）熊本市 区

（地名地番）熊本市 区

2 審査結果

補助金交付

補助金不交付

3 交付決定した補助金の額

補助金額

円

4 交付の条件は、次のとおりとします。

- (1) 交付申請書に記載した事項を変更するとき（第13条第1項に掲げる変更の場合）は、速やかに市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が完了したときは、20日以内又は当該年度の3月の第2週の最終開庁日までのいずれか早い日までに、市長に対し所定の除却完了報告を行うこと。
- (4) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認又は質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
- (5) 補助金の請求は、その額の確定の通知を受けた日（ただし、確定した補助金の交付額が補助金交付決定通知書に記載する交付決定額と同額であった場合は除却完了報告をした日）から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに所定の請求書により行うこと。

5 不交付の場合、その理由

6 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合又はその他市長が補助を不相当と認めた場合は、この決定を取消し、又は補助決定額を減じることがあります。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求します。

7 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがあります。

8 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがあります。

9 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがあります。

熊本市長 宛

申請者 住所

氏名

補助事業着手届

年 月 日付け 発第 号で補助金交付(変更承認)決定通知のあった熊本市老朽危険空家等除却促進事業について、補助事業に着手しますので、熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 補助事業の着手日  
年 月 日
- 2 補助事業の完了予定日  
年 月 日
- 3 契約の相手方(解体事業者等)
- 4 添付書類(書類を確認のうえ確認欄に☑を記入して下さい。必要がない場合は☐を記入して下さい。)

書類	確認欄
(1) 除却工事の請負契約書の写し(契約者が申請者であるもの)	
(2) 代理提出委任申出書(様式第14号)(申請書等提出を第三者に代理させる場合) 【提出済みの場合は不要】	

熊本市長 宛

申請者 住所

氏名

補助金交付変更申請書

年 月 日付け 発第 号で補助金交付 (変更承認) 決定通知のあった熊本市老朽危険空家等除却促進事業について、下記のとおり変更したいので熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 変更後の見積金額 円(税抜)

4 添付書類 (当該変更に係る関係書類)

※熊本市記入欄			
【第4条第6号】			
<input type="checkbox"/>	空家法第22条第3項に規定する命令を受けていない。		
【第8条】			
<input type="checkbox"/>	補助対象経費×8/10×2/3	(算定額)	円
<input type="checkbox"/>	要綱第8条(1)イ×2/3	(算定額)	円
<input type="checkbox"/>	600,000 円		

申請者

様

熊本市長

印

補助金交付変更承認（不承認）決定通知書

年 月 日付で申請のあった熊本市老朽危険空家等除却促進事業の変更について、下記のとおり審査しましたので、熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

1 対象となる交付対象老朽危険空家等の所在地

（住居表示）熊本市 区

（地名地番）熊本市 区

2 審査結果

変更承認

変更不承認

3 変更承認後に交付決定した補助金の額

補助金額 円

4 承認の条件は、次のとおりとします。

5 不承認の場合、その理由

熊本市長 宛

申請者 住所

氏名

除却完了報告書

年 月 日付け 発第 号で補助金交付 (変更承認) 決定通知のあった熊本市老朽危険空家等除却促進事業が完了したので、熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の完了日

年 月 日

2 添付書類 (書類を確認のうえ確認欄に☑を記入して下さい。必要がない場合は☐を記入して下さい。)

書類	確認欄
(1) 除却工事費の請求書又は領収書等の支払いが確認できるものの写し	
(2) 除却工事完了後の写真 (跡地全体の状況が分かるもの)	
(3) 代理提出委任申出書 (様式第14号) (申請書等提出を第三者に代理させる場合) 【提出済みの場合は不要】	

申請者

様

熊本市長

印

### 補助金額確定通知書

年 月 日付けで除却完了報告のあった熊本市老朽危険空家等除却促進事業の補助金について、熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

#### 記

1 対象となる交付対象老朽危険空家等の所在地

(住居表示) 熊本市 区

(地名地番) 熊本市 区

2 確定した補助金の額

補助金額 円

熊本市長 宛

申請者 住所

氏名

補助金請求書

熊本市老朽危険空家等除却促進事業の補助金について、熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第16条第1項の規定により、関係書類を添え下記のとおり請求します。

記

1 対象となる交付対象老朽危険空家等の所在地

(住居表示) 熊本市 区  
 (地名地番) 熊本市 区

2 請求金額

¥						
---	--	--	--	--	--	--

3 振込口座 (申請者名義)

金融機関名			
	銀行 金庫 農協		本店 支店 出張所
預金種別	普通・当座・その他	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

4 添付書類 (書類を確認のうえ確認欄に☑を記入して下さい。必要がない場合は☐を記入して下さい。)

書類	確認欄
(1) 申請者名義の通帳の写し (金融機関名・店名・預金種別・口座番号・口座名義・名前 (カタカナ) が分かるもの)	
(2) 除却工事費の領収書等の支払いが確認できるものの写し 【提出済みの場合は不要】	
(3) 代理提出委任申出書 (様式第14号) (申請書等提出を第三者に代理させる場合) 【提出済みの場合は不要】	

申請者

様

熊本市長

印

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 発第 号で交付決定をした熊本市老朽危険空家等除却促進事業の補助金については、熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第17条第3項の規定により下記のとおり取消したので通知します。

記

1 対象となる交付対象老朽危険空家等の所在地

(住居表示) 熊本市 区

(地名地番) 熊本市 区

2 補助金の交付決定額

補助金額

円

3 補助金の交付決定取消額

補助金取消額

円

4 取消理由

熊本市長 宛

申請者 住所

氏名

補助金交付申請取下げ書

年 月 日付け 発第 号で補助金交付（変更承認）決定通知のあった熊本市老朽危険空家等除却促進事業の補助金については、下記の通り補助事業を中止、又は廃止したいので、熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第18条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 対象となる交付対象老朽危険空家等の所在地  
(住居表示) 熊本市 区  
(地名地番) 熊本市 区
- 2 中止、又は廃止の理由

熊本市長 宛

### 代理提出委任申出書

私は、熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第19条の規定により、当該補助事業に関する申請手続き等を下記代理人へ委任します。

#### 記

- 1 熊本市老朽危険空家等除却促進事業に係る全ての申請及び報告等の提出を代理人に委任される場合は、下記の欄に○をつけてください。

<input type="checkbox"/>	熊本市老朽危険空家等除却促進事業に係る全ての申請及び報告等の提出を委任
--------------------------	-------------------------------------

- 2 熊本市老朽危険空家等除却促進事業に係る申請及び報告等のうち一部の提出を委任する場合は、下記の項目の中から該当する欄に○をつけてください。

<input type="checkbox"/>	事前調査申請（第9条）	<input type="checkbox"/>	補助金交付申請（第10条）
<input type="checkbox"/>	補助事業着手の届出（第12条）	<input type="checkbox"/>	補助金交付変更申請（第13条）
<input type="checkbox"/>	除却完了報告（第14条）	<input type="checkbox"/>	補助金請求（第16条）
<input type="checkbox"/>	補助金交付申請取下げ（第18条）		

申請者（委任する方）

住所

氏名

印

※ 申請書類はすべて申請者名を記入してください。

代理人（窓口に来る方）

住所

氏名

電話番号

申請者

様

熊本市長

印

補助金返還命令書

年 月 日付け 発第 号で取消した熊本市老朽危険空家等除却促進事業の補助金については、熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第20条第2項の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 対象となる交付対象老朽危険空家等の所在地  
(住居表示) 熊本市 区  
(地名地番) 熊本市 区
- 2 返還命令額 返還額 円
- 3 返還期限 年 月 日
- 4 返還理由